

事業期間 H20 ～ H22

担当部局	部局名	保健福祉部
	課室名	介護保険課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）

基本施策 I D	基 本 施 策 名
1 - 1 - 4	保健・福祉・医療が連携した包括的なサービスを進める
重点施策 I D	重 点 施 策 名
- - -	

2. 事業名等

事業名	権利擁護事業		事業区分	②	①新規 ②継続 ③その他 ()
細事業名	高齢者虐待防止事業		実施形態	①	①毎年 ②隔年 ③その他 ()
事業主体	市			①	①直営 ②指定管理 ③委託 ④その他 ()
事業種別	①	①自治事務 ②法定受託事務			
実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度		根拠法規	高齢者虐待防止法	
各種の計画への反映 (=根拠計画)			第3期老人保健福祉計画及び介護保健事業計画		
			事業ID	15006	

3. 事業の内容等

事業の背景 平成12年4月 成年後見制度の創設 平成18年4月 高齢者虐待防止法の施行 国の指針：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援（H18.4厚労省老健局）		補助事業	名 称		地域支援事業				
			補助率		国	県	その他（一般会計繰入）		
		起 債 の 種 類	①						
			②						
③									
事業の目的及び対象 【目的】 家庭内における高齢者の虐待防止		事業概要 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催により、虐待の早期発見や未然防止策を協議。虐待事例を把握した場合、速やかに当該高齢者を訪問し、状況を確認した上で、適切な対応を行う。必要に応じて当該高齢者に関する老人福祉施設等への措置入所の手続き、生活保護受給のための手続き等を行う。							
		【対象】 在宅高齢者		前年度の評価		評価結果に基づき見直した内容			
				D 縮小					

4. 予算・決算の状況

財源内訳		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23～
予 算	国庫支出金	権利擁護事業（成年後見制度利用支援事業・ 高齢者虐待防止事業）は同一項目のため、 平成20年度までの予算及び決算については、 成年後見制度利用支援事業のシートに一括計 上。				平成21年度以降、地域包括支援センター 業務を外部委託するが、高齢者虐待防止 及び施設への措置等については行政の関 与が必要である。なお、21年度以降の予 算は委託料として包括的・継続的ケアマ ネジメント支援事業のシートに一括計 上。		
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源							
	計							
決 算	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源							
	計							

5. 実績及び達成目標等

過去３年間の事業実績と課題			
平成17年度	平成18年度	平成19年度	課 題
【実績】	【実績】 虐待件数 10件	【実績】 虐待件数 16件	

達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値

活動指標	ネットワーク連絡会の実施回数												
効率指標	前年度決算額　＞　当該年度決算額 ⇒　平成21年度は、コスト評価（経済性、効率性、効果性）を実施する。												
成果指標	虐待件数											単 位 件	
年 度	H 17		H 18		H 19		H 20		H 21		H 22		備 考
種 別			件数		件数		件数		件数		件数		
目 標 値					16		対前年度以下		対前年度以下		対前年度以下		
実 績 値			10		16								
達 成 率					100.0%								
備 考													

総合計画／実施計画書 兼 事業評価シート

評価対象年度 H19 年度

評価実施年度 H20 年度

担当部局	部局名	保健福祉部
	課室名	介護保険課

6. 前年度の事業評価					評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。		
理由	根拠法として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」がある。 在宅高齢者の虐待防止のために、状況把握、初期の適切な対応が求めらるとともに、生命や財産を守るという観点からも必要であるため。					
行政の 与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	2	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを提供できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。		
理由	本事業は、地域包括支援センターが主体的になって対応する事業であるが、当該センターは平成21年度以降、外部委託の予定である。しかし、被虐待者の保護、措置入所等行政として取り組まなければならない事項は多数あり、今後も当該センターと一体的に高齢者の虐待防止に努める必要があるため。					
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	1	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。		
理由	平成21年度から外部委託する方向であるため。					
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。		
理由	地域包括支援センター運営協議会において事業評価を行い、効率的な事業実施が図られたため。また、高齢者虐待防止ネットワークでの協議を経て、適切な支援等が行われたため。					
事業の 算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	2	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。		
理由	本事業を外部委託することにより委託料が発生するものの、一定の行政経費の削減が可能であるため。					
人 体 員 制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	1	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。		
理由	外部委託により、職員を配置する必要がなくなるため。ただし、指導監督機能は必要であるため、その人員配置は適切に行わなければならない。					
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	D	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。		
理由	外部委託により、職員を配置する必要がなくなるため。ただし、指導監督機能は必要であるため、その人員配置は適切に行わなければならない。					
その他、特記事項		事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
【地域包括支援センター】 平成18年に介護保険法が改正され、地域ケアの中核機関として地域包括支援センターが設置された。業務の運営については、①直営、②民間への委託という2つの方式が選択できることとなっている。県内の自治体では、半数の9市が外部委託している状況である。（平成20年4月現在） 本市では、当初市直営での運営を選択したが、財政状況や行政改革により、包括的支援事業を平成21年度から外部委託することになった。						
部 長	課 長	班 長	担当者 内線 2106 E-mail @bungo-ohno.jp			